

令和5年12月8日

事業主様
健康保険事務担当者様

千葉県医業健康保険組合

健康保険資格取得届及び被扶養者（異動）届の住所記載について

平素は当組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（保発1130第1号）」が厚生労働省保険局長から令和5年11月30日に発出され、健康保険資格取得届及び健康保険被扶養者（異動）届（以下、資格取得届等）の「住所欄」には住民票住所の記載が必須となり、令和5年12月8日から施行されましたのでご提出の際はご注意ください。

なお、資格取得届等の提出以降、住民票住所の変更をされた場合は、速やかに住所変更届の提出をお願いいたします。

今般、記載を必須とした住民票上の住所につきましては、住所情報を含めた4情報（漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所）を用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会により、資格取得届等に記載された個人番号の正確性を確認するためとなります。

このことから、個人番号も含め、記載事項の記入誤り等のないよう十分ご留意の上、ご提出くださいますようお願い申し上げます